

第 2 章 給水装置の構造及び材質基準

1 概 説

法第 16 条では、「水道事業者は、当該水道によって水の供給をうけるものの給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる」と規定されている。

この法は以下の 3 項目を基本にして定められている。

- (1) 水道事業者の施設である配水管を損傷しないこと
- (2) 他の水道利用者への給水に支障を生じたり、危害を与えないこと
- (3) 水道水質の確保に支障を生じないこと

この法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、施行令第 5 条に基準が定められている。またこの構造及び材質基準の技術的な細目については、基準省令に定められており個々の給水管及び給水用具に関するものと、給水装置システムに関するものに大別される。

2 給水装置の構造及び材質の基準（施行令第 5 条）

この法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離れていること。

配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

凍結、破壊、浸食を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

3 給水装置の材料

給水装置の給水管及び給水用具は、基準省令で定められた基準に適合したものでなければならない。またその選択にあたっては布設場所の地質、材料の耐力、道路管理者の指示及び維持管理等を考慮し、決定するものとする。

なおメータ上流部については、漏水時、災害時の緊急工事を円滑かつ効率的に行うため材料を指定するものとする。

またメータ下流側においては、施行令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質による性能基準適合品であることが認証（自己認証又は第三者認証）されている器材であること。

4 給水装置の基準適合品

(1) 自己認証品

給水装置の材料は、製造業者及び販売業者が自らの責任において基準適合性を証明することを原則とする。基準適合性の証明は、設計段階での基準適合の証明と、製造される製品品質の安定性（ISO 9000 シリーズの取得等）についての2項目について証明される必要がある。

自己認証品の場合、給水装置工事主任技術者は、製造業者や使用者等から基準適合性を証明するデータを提出させる等により確実に基準を満足しているか確認しなければならない。

(2) 第三者認証品

製造業者の希望に応じて製品が基準に適合することを第三者認証機関が認証し、認証マークの表示を認められた製品である。第三者認証機関が行う検査は、自社検査方式又は製品ロット検査方式のいずれかを製造業者が選択できる。なお認証マークは個々の給水装置材料に貼付することが義務付けられていないため、給水装置工事主任技術者は認証を受けているか確認しなければならない。

（給水装置工事の施行における基準適合品を確認する義務は、給水装置工事主任技術者にある。）第三者認証業務については、（社）日本水道協会（JWWA）、（財）日本燃焼機器検査協会（JHIA）、（財）日本ガス機器検査協会（JIA）、（財）電気安全環境研究所（JET）、（株）ユー・エル日本（UL）、が行っている。（平成16年12月現在）

(3) 既存の製品

日本工業規格（JIS）品、日本水道協会規格（JWWA）品、及び日本水道協会の型式登録品は設計段階での基準適合性を有することは明白であり、これに基づき製造された製品（JIS、JWWA マーク付）であれば基準適合品となる。

(4) 管理者承認品

管理者がその使用について承認したもの。

5 給水装置の材料の基準

個々の給水管及び給水用具が満たさなければならない性能基準は、以下のとおりである。

「基準省令」の個々の給水管及び給水用具に関する部分（特にこれを性能基準という。）

(1) 耐圧に関する基準（省令第1条）（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具は除く。以下同じ。）

1. 給水装置（貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流に設置されている給水用具は除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
2. 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流に設置されている給水用具（次号に規定する部分を除く。）は、耐圧性能試験により0.3メガパスカルの静水圧を加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

3. 前号の給水用具のうち1缶2水路型貯湯湯沸器(一つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。)は、その浴槽内の水等の加熱用の水路(熱交換器内のものに限る。)の部分については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
4. Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前3号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

(2) 浸出等に関する基準(省令第2条)

飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験(以下「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料(金属以外のものに限る。)をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の中欄に掲げる事項に適合し、それ以外の給水装置にあつては同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。

(3) 水撃限界に関する基準(省令第3条)

水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は、当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(4) 逆流防止に関する基準(省令第5条)

1. 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方150ミリメートル以上の位置)に設置されていること。
イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験(以下「負圧破壊試験」という。)により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁(減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具(八において「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の左欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区部に応じ、中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1.5メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ大気に開口されている逆流防止給水用具((3)及び(4)に規定するものを除く。)	3キロパスカル及び1.5メガパスカル	3キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま((4)に規定するものを除く。)	1.5メガパスカル	50キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50キロパスカルのいずれか高い圧力

(負圧破壊性能)

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75ミリメートルを越えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一を越えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験によりマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

2. 吐水口を有する給水装置は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が25ミリメートル以下のものにあつては、別表2の左欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表右欄に掲げる越流面から吐水口までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が 25 ミリメートルを超えるものにあつては、別表第 3 の左欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表右欄に掲げる越流面から吐水口までの垂直距離が確保されていること。

(5) 耐寒に関する基準(省令第 6 条)

屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。)にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により十万回の開閉操作を繰り返しかつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持したとき、当該給水装置に係る 5(1)1. に規定する性能、5(3)に規定する性能及び 5(4)1. に規定する性能を有するものでなければならない。ただし断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(6) 耐久に関する基準(省令第 7 条)

弁類(5(5)本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る 5(1)1. に規定する性能、(3)に規定する性能及び 5(4)1. に規定する性能を有するものでなければならない。

6 給水装置システムの基準

給水装置の構造及び材料の適正を確保するためには、給水装置を構成する個々の給水管及び給水用具が性能基準を満足しているだけでは十分とはいえず、給水装置工事の施行の適正を確保するために給水装置システムとして満たすべき技術的な基準として定められたものである。

「基準省令」の給水システムに関する部分

(1) 耐圧に関する基準(省令第 1 条)

1. 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
2. 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(2) 浸出等に関する基準(省令第 2 条)

1. 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であつては、ならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。

2. 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
3. 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場合に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(3) 防食に関する基準(省令第4条)

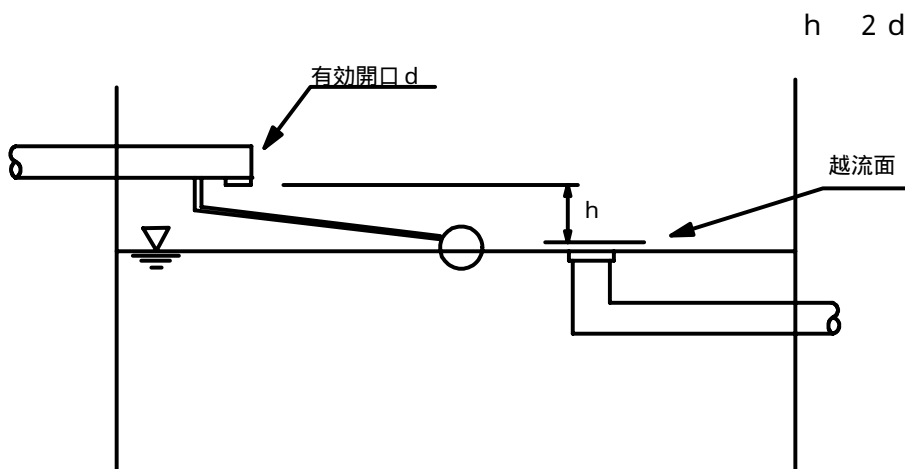
1. 酸又はアルカリによって浸食されるおそれのある場合に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な浸食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。
2. 漏えい電流により浸食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(4) 逆流防止に関する基準(省令第5条)

事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場合に給水する給水装置は、別表2に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流防止のための措置が講じられているものでなければならない。

1. 逆流防止の措置

- ア. 当該給水管以外の水管、その他の設備に直接連絡してはならない。
- イ. 給水装置には、汚水の逆流するおそれのある装置又は、器具を直結してはならない。
- ウ. 給水管を防火タンク、プール等の汚染の原因となるおそれがある施設と連絡する場合は、給水管の出口は落とし込みとし、越流面より吐水口の高さを管径の2倍以上にしなければならない。但し、管径が50mm以下の場合、その高さを最少50mmとすること。(図1)



- エ. 受水槽等を設ける場合は、槽への給水は落とし込みとし、給水管吐水口と槽越流面との位置関係は、槽内の水が逆流しないものとしなければならない。なお、受水容器(受水槽、洗面器、浴槽)越流面と給水管吐水口の位置関係は表1のとおりとする。

表1 受水タンクの越流面と給水
栓先端(吐水口)の位置関係

呼び径	越流面から給水栓吐水口までの高さ	側壁面から給水栓吐水口中心との距離
13mm	25mm 以上	25mm 以上
20mm	40mm 以上	40mm 以上
25mm	50mm 以上	50mm 以上
30 ~ 50mm	50mm 以上	50mm 以上
75mm 以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上

別表第 1

項 目	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の侵出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の侵出液、又は給水管の侵出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.001 mg/l以下であること。	カドミウムの量に関して、 0.01 mg/l以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.00005 mg/l以下であること。	水銀の量に関して、 0.0005 mg/l以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.001 mg/l以下であること。	セレンの量に関して、 0.01 mg/l以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.001 mg/l以下であること。	鉛の量に関して、 0.01 mg/l以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.001 mg/l以下であること。	ヒ素の量に関して、 0.01 mg/l以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.005 mg/l以下であること。	六価クロムの量に関して、 0.05 mg/l以下であること。

シアン化物イオン 及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.001 mg/ℓ以下であること。	シアンの量に関して、 0.01 mg/ℓ以下であること。
硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/ℓ以下であること。	10 mg/ℓ以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.08 mg/ℓ以下であること。	フッ素の量に関して、 0.8 mg/ℓ以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 0.1 mg/ℓ以下であること。	ホウ素の量に関して、 1.0 mg/ℓ以下であること。
四塩化炭素	0.0002 mg/ℓ以下であること。	0.002 mg/ℓ以下であること。
1,4-ジオキサン	0.005 mg/ℓ以下であること。	0.05 mg/ℓ以下であること。
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/ℓ以下であること。	0.004 mg/ℓ以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/ℓ以下であること。	0.02 mg/ℓ以下であること。
ス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ以下であること。	0.04 mg/ℓ以下であること。
ジクロロメタン	0.002 mg/ℓ以下であること。	0.02 mg/ℓ以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001 mg/ℓ以下であること。	0.01 mg/ℓ以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/ℓ以下であること。	0.006 mg/ℓ以下であること。
トリクロロエチレン	0.003 mg/ℓ以下であること。	0.03 mg/ℓ以下であること。
ベンゼン	0.001 mg/ℓ以下であること。	0.01 mg/ℓ以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008 mg/ℓ以下であること。	0.08 mg/ℓ以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 0.1 mg/ℓ以下であること。	亜鉛の量に関して、 1.0 mg/ℓ以下であること。
アルミニウム 及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.02 mg/ℓ以下であること。	アルミニウムの量に関して、 0.2 mg/ℓ以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.03 mg/ℓ以下であること。	鉄の量に関して、 0.3 mg/ℓ以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、 0.1 mg/ℓ以下であること。	銅の量に関して、 1.0 mg/ℓ以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 20 mg/ℓ以下であること。	ナトリウムの量に関して、 200 mg/ℓ以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.005 mg/ℓ以下であること。	マンガンの量に関して、 0.05 mg/ℓ以下であること。
塩化物イオン	20 mg/ℓ以下であること。	200 mg/ℓ以下であること。
蒸発残留物	50 mg/ℓ以下であること。	500 mg/ℓ以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下であること。	0.2 mg/ℓ以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005 mg/ℓ以下であること。	0.02 mg/ℓ以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.0005 mg/ℓ以下であること。	フェノールの量に換算して、 0.005 mg/ℓ以下であること。

有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/ℓ以下であること。	5 mg/ℓ以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5 度以下であること。	5 度以下であること。
濁度	0.2 度以下であること。	2 度以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01 mg/ℓ以下であること。	0.01 mg/ℓ以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして 0.01 mg/ℓ以下であること。	トリエチレンテトラミンとして 0.01 mg/ℓ以下であること。
2,4-トルエンジアミン	0.002 mg/ℓ以下であること。	0.002 mg/ℓ以下であること。
2,6-トルエンジアミン	0.001 mg/ℓ以下であること。	0.001 mg/ℓ以下であること。
酢酸ビニル	0.01 mg/ℓ以下であること。	0.01 mg/ℓ以下であること。
スチレン	0.002 mg/ℓ以下であること。	0.002 mg/ℓ以下であること。
1,2-ブタジエン	0.001 mg/ℓ以下であること。	0.001 mg/ℓ以下であること。
1,3-ブタジエン	0.001 mg/ℓ以下であること。	0.001 mg/ℓ以下であること。
備考 主要部分の材料として銅合金を使用している水栓その他の給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001 mg/ℓ」とあるのは、「0.007 mg/ℓ」と亜鉛及びその化合物の項中「0.1 mg/ℓ」とあるのは、「0.97 mg/ℓ」と、銅及びその化合物の項中「0.1 mg/ℓ」とあるのは「0.98 mg/ℓ」とする。		

(経過措置)

平成 17 年 3 月 31 日までの間は、有機物(全有機炭素(TOC)の量)の項中「有機物全有機炭素(TOC)の量」とあるのは、「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、同項の中欄中「0.5 mg/ℓ」とあるのは、「1.0 mg/ℓ」と、同項の下欄中「5 mg/ℓ」とあるのは、「10 mg/ℓ」とする。

パッキンを除く主要部分の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、フェノール類の項中「0.0005 mg/ℓ」とあるのは、「0.005 mg/ℓ」とする。

この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われているものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第 2 条第 1 項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造の時までは、この規定を適用しない。

この省令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 2

呼び径が 25mm 以下の場合

呼び径の区分	近接壁から吐水口の 中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の 中心までの垂直距離 A
13 ミリメートル以下のもの	25 ミリメートル以上	25 ミリメートル以上
13 ミリメートルを超え 20 ミリメートル以下のもの	40 ミリメートル以上	40 ミリメートル以上
20 ミリメートルを超え 25 ミリメートル以下のもの	50 ミリメートル以上	50 ミリメートル以上
備 考		
<p>1 浴槽に給水する給水装置(水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具(この表中及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。)を除く。)にあたっては、この表右欄中「25 ミリメートル」とあり、又は「40 ミリメートル」とあるのは「50 ミリメートル」とする。</p> <p>2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)にあつては、この表右欄中「25 ミリメートル」とあり、「40 ミリメートル」とあり、又は「50 ミリメートル」とあるのは、「200 ミリメートル」とする。</p>		

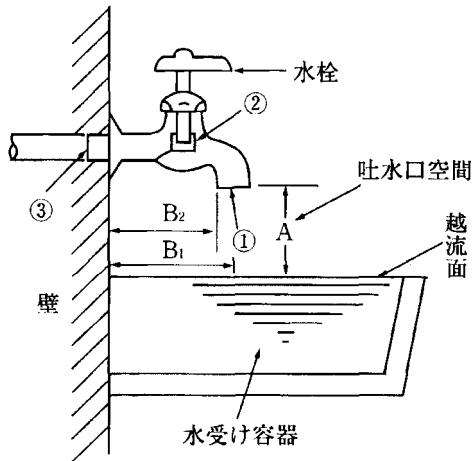
別表第 3

呼び径が 25mm を超える場合

区 分			越流面から吐水口の 最下端までの垂直距離 A
近接壁の影響がない場合			$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上
近接壁の影響がある	近接壁が一面の場合	壁からの離れ B が $(3 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3 \times d)$ ミリメートル以上
		壁からの離れ B が $(3 \times D)$ ミリメートルを超え $(5 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(2 \times d + 5)$ ミリメートル以上
		壁からの離れ B が $(5 \times D)$ ミリメートルを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れ B が $(4 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3.5 \times d)$ ミリメートル以上
		壁からの離れ B が $(4 \times D)$ ミリメートルを超え $(6 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3 \times d)$ ミリメートル以上
		壁からの離れ B が $(6 \times D)$ ミリメートルを超え $(7 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(2 \times d + 5)$ ミリメートル以上
		壁からの離れ B が $(7 \times D)$ ミリメートルを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上
	備 考		
<p>1 D : 吐水口の内径(単位 ミリメートル) d : 有効開口の内径(単位 ミリメートル)</p> <p>2 吐水口の断面が長方形の場合は、長辺を D とする。</p> <p>3 越流面より少しでも高い壁がある場合は、近接壁とみなす。</p>			

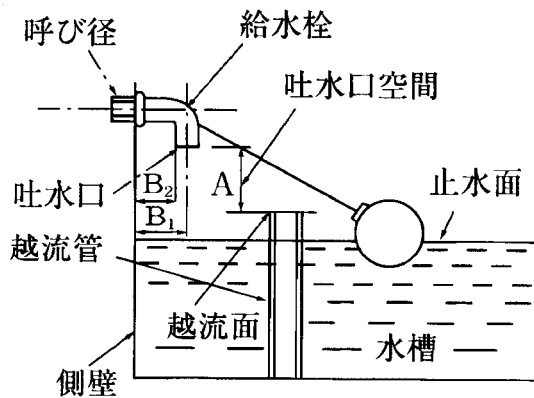
- 4 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具除く。)において、右欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50 ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は 50 ミリメートル以上とする。
- 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具除く。)において、右欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200 ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は 200 ミリメートル以上とする。

図 6 - 1 吐水空間

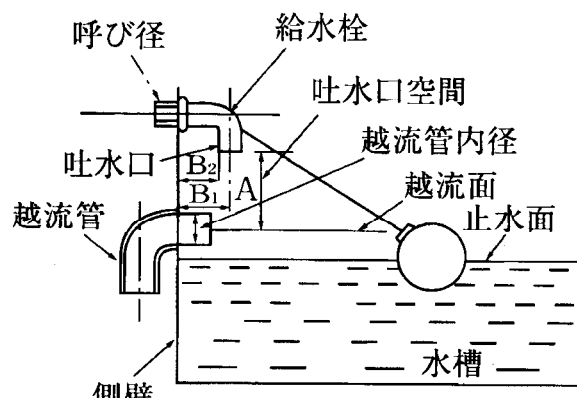


- ①吐水口の内径d
 - ②こま押さえ部分の内径
 - ③給水栓の接続管の内径
- 以上三つの内径のうち、最小内径を有効開口の内径dとして表わす。

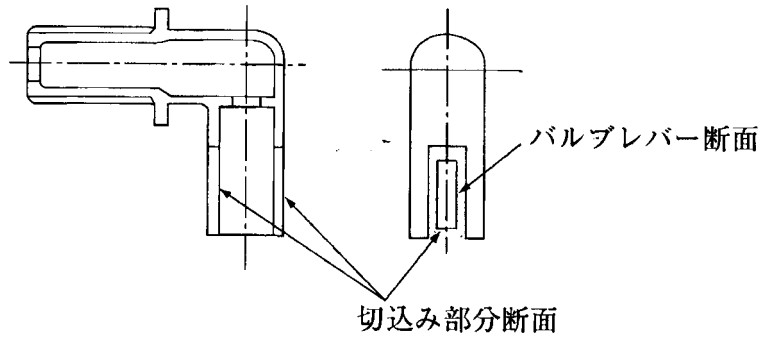
(1) 水受け容器



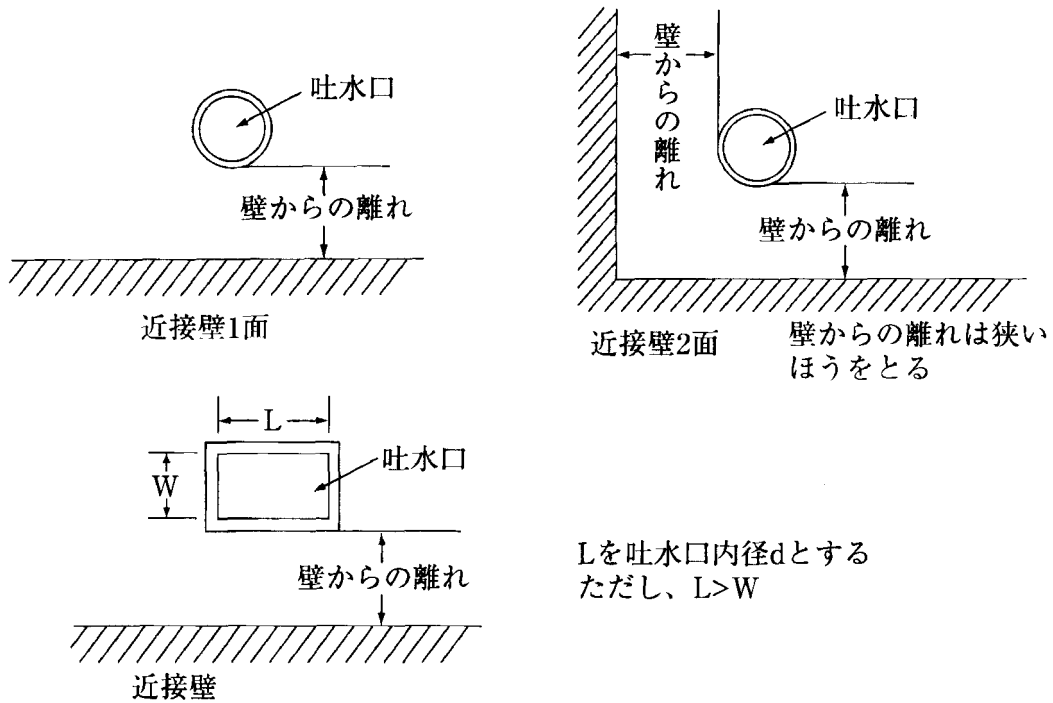
(2) 越流管 (立取出し)



(3) 越流管 (横取出し)



(4) ボールタップの吐水口
切込み部分の断面



Lを吐水口内径dとする
ただし、 $L > W$

(5) 壁からの離れ

吐水口から越流面までAの設定		
25 ミリメートル以下の場合		吐水口の中心から越流面までの垂直距離
25 ミリメートルを超える場合		吐水口の最下端から越流面までの垂直距離
壁から離れBの場合		
25 ミリメートル以下の場合	B_1	近接壁から吐水口の中心
25 ミリメートルを超える場合	B_2	近接壁から吐水口の最下端の壁面の外表面